

清掃業務指名競争入札心得

高知医療センター清掃業務の入札についての特記事項

(入札書に記載する金額)

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった3ヶ年の契約希望総額110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

(契約金額)

この業務の契約金額は、入札書に記載される額に10%に相当する金額を上乗せした金額とする。

以下、一般的事項

(目的)

第1条 高知県・高知市病院企業団の行う清掃業務の指名競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年管理規程第3号。以下「規程」という。）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 指名競争入札に参加することができる者は、当該業務の入札参加者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

(入札の基本事項)

第3条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。

4 入札者は、入札執行中は入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡をとってはならない。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があ

ったものとして取り扱うことがある。

- 5 入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。

(公正な入札の確保)

第4条 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

- 第5条 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、所定の様式による入札書により入札しなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。
 - 3 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。
 - 4 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
 - 5 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

(入札者の辞退)

- 第6条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
 - (2) 入札執行中であつては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(無効の入札)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (4) 入札書の氏名及び押印その他重要な文字及び証印が誤脱し、その意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札
- (6) 同一の委託業務の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (8) その他入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第8条 最低制限価格を下回った価格の入札は、失格とする。

(入札執行の延期等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、第8条に該当する場合を除く。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定の方法)

第11条 清掃業務の委託契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第12条 開札した場合において、落札とするべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第3条第3項から第5項までのいずれかの規定により辞退として取り扱われたと

き。

(2) 第 6 条の規定により辞退したとき。

(3) 第 7 条第 1 号、第 2 号又は第 5 号から第 7 号までのいずれかの規定により無効とされたとき。

(4) 第 8 条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の入札は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。

5 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次に随意契約の交渉を行うことがある。

6 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限範囲で随意契約を行うことがある。

(契約の確定)

第 13 条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

(契約保証金)

第 14 条 落札者は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合は、この限りではない。

(業務保証人)

第 15 条 入札条件等により業務保証人を求める場合は、落札者は、契約の締結に際し自己に代わって自ら業務を完成し、損害賠償を保証する業務保証人を立てなければならない。

2 前項の業務保証人は、落札者と同等以上の資力、資格及び能力を有するものでなければならない。

3 落札者は、落札決定後直ちに保証人承認願を作成し、提出しなければならない。

(異議の申立て)

第 16 条 入札者は、入札後にこの心得または、あらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。